

一般社団法人全国ママさんバレーボール連盟

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国ママさんバレーボール連盟と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、1979年に創設された全国家庭婦人バレーボール連盟（以下「旧連盟」という。）を前身とし、バレーボールを通して会員の心身の健全な発展と、その輪の広がりを願い、あわせて社会的価値あるものとして生涯スポーツに導くことを目的として、次の事業を行う。

1. バレーボールの全国大会の開催
2. バレーボールに関する研修会・講習会の開催
3. 広報誌の発行
4. その他必要と認める活動

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を奈良市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機 関)

第5条 当法人は、次の機関を置く。

1. 社員総会
2. 理事
3. 理事会
4. 監事
5. 全国理事長会

（ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に定められた機関ではない）

第2章 社員及び会員

(社員の資格)

第6条 社員は、当法人の活動に特別な貢献があったと認められる者のうち、社員総会で承認を得た者とする。

- ② 前項の社員をもって、法人法第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

(会員の資格)

第7条 当法人に所属する各都道府県ママさんバレーボール連盟に所属する個人又は団体は、当然に当法人の会員となる。

- ② 本定款に定めるものの他、会員に関する細則は、理事会において定める会員規則による。

(会費の支払義務)

第8条 会員は、各都道府県ママさんバレーボール連盟を通じて、社員総会で定める一定額の会費を納付する。

(社員・会員名簿)

第9条 当法人は、社員及び会員の氏名及び住所を記載した「社員・会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「社員・会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- ② 当法人の社員又は会員に対する通知又は催告は、「社員・会員名簿」に記載した住所、又は社員又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社又は退会)

第10条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

1. 社員本人の退社の申出

退社の申出は、1か月前にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

2. 死亡
3. 総社員の同意
4. 除名

- ② 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

1. 会員規則に定める退会事由の発生

2. 会員本人の退会の申出
ただし、既に支払った会費の払い戻しはしない。
 3. 死亡又は解散
 4. 会費の不払い（期限を定めて催告した場合に限る。）
 5. 除名
- ③ 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議によってすることができる。
- ④ 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、出席理事の3分の2以上の賛成による理事会の決議によってするものとする。

第3章 社員総会

（招 集）

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、常任理事会であらかじめ定めた順序に従い他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

（招集手続の省略）

第12条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議 長）

第13条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、常任理事会であらかじめ定めた順序に従い他の理事がこれに代わるものとする。

（決議の方法）

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 社員の除名
2. 定款変更
3. 事業の全部譲渡
4. 解散
5. その他法令で定める事項

(社員総会の決議の省略)

第15条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第16条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第18条 当法人の理事の員数は、5名以上20名以内とする。

(監事の員数)

第19条 当法人の監事の員数は、2名とする。

(理事・監事の資格)

第20条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- ② この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族そ

の他特殊の関係があってはならない。

- ③ 前各項に定める他、理事及び監事の資格等に関する細則は、理事会において定める役員規則による。

(理事及び監事の選任の方法)

第21条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事及び役付理事)

第22条 当法人は、理事会の決議によって、理事の中から、会長1名、事務局長1名、常任理事2名以上7名以下を選定し、必要に応じて副会長を選定することができる。

- ② 会長は、法人法上の代表理事とする。
- ③ 会長は、当法人を代表し会務を総理する。
- ④ 副会長が選定される場合には、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- ⑤ 副会長、事務局長及び常任理事は、法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とし、当法人の業務を分担執行する。
- ⑥ 当法人は、理事会の決議によって、必要に応じて、顧問、参与を各若干名選定することができる。
- ⑦ 会長、副会長、事務局長及び常任理事は、常任理事会を構成する。

(理事及び監事の任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 名誉総裁、名誉会長等

第25条 当法人に、名誉総裁、名誉会長又は名誉顧問を置くことができる。

- ② 名誉総裁、名誉会長及び名誉顧問は、理事会の決議によって推戴し、会長がこれを委嘱する。

第6章 理事会

(招集)

第26条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 会長に事故若しくは支障があるときは、常任理事会であらかじめ定めた順序に従い他の理事がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第27条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、常任理事会であらかじめ定めた順序に従い他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第30条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第31条 会長、副会長、事務局長及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間

隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 全国理事長会

(全国理事長会の資格)

第33条 当法人に所属する各都道府県ママさんバレーボール連盟は、各都道府県ママさんバレーボール連盟の代表者1名（以下「各都道府県連盟理事長」という。）を選出する。

(全国理事長会)

第34条 前条に定める各都道府県連盟理事長は、全国理事長会を構成する。

- ② 全国理事長会は、当法人の諮問機関であり、会員の意見を集約し、これを当法人の運営に反映させることを目的とし、社員及び理事に意見を具申する機関とする。
- ③ 全国理事長会は、毎年1回、定時社員総会の直後に開催する。
- ④ 本定款に定めるものの他、全国理事長会に関する細則は、理事会において定める全国理事長会規則による。

(各都道府県連盟理事長の権利)

第35条 各都道府県連盟理事長は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

1. 法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
2. 法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
3. 法人法第50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
4. 法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
5. 法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
6. 法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
7. 法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の

閲覧等)

8. 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

第8章 基金

（基金を引き受ける者の募集）

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

（基金の拠出者の権利に関する規定）

第37条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

（基金の返還手続）

第38条 基金の返還は、定時社員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第9章 計算

（事業年度）

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

第40条 会長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（計算書類等の備置き）

第41条 当法人は、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第42条 当法人は、剰余金の配当はしない。

第10章 解散及び清算

(解散の事由)

第43条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 社員総会の決議
2. 社員が欠けたこと
3. 合併（合併により当法人が消滅する場合）
4. 破産手続開始の決定
5. 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人、公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第11章 事務局及び雑則

(事務局)

第45条 当法人に事務局を置くことができる。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は常任理事会で決定する。

(雑則)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、常任理事会が別に定める。